

## 令和2年12月 定例会（第4回）会議録（抜粋）

◆11番（浅沼美弥子） おはようございます。11番、公明党の浅沼美弥子でございます。初めに、私ごとで恐縮ですが、現在議会質問に関し、感染リスクの低減を図るため、対面のヒアリングについては一切行っておりません。そのため、関係職員の皆様には大変なご苦勞をおかけしておりますことにおわびを申し上げますとともに、ご理解、ご協力に感謝申し上げます。それでは、通告に基づき一括方式にて質問いたします。

### 1、行政改革、市民サービスの向上について。

（1）、行政手続における押印廃止。去る10月16日の会見で河野太郎行革担当大臣は、中央省庁の約1万5,000の行政手続のうち、99.247%の手続で押印を廃止できると明らかにしました。その約1万5,000の手続のうち、各省庁が押印を存続したいと回答したのは僅か1%未満の計111種類とのことです。行政手続文書だけではなく、税に関わる他の書類でも押印廃止の流れが加速化しています。この国の動きに合わせた市の取組状況を具体的な数字を含め、伺います。

（2）、行政手続のデジタル化でオンライン申請の推進。先進諸国に比べ、我が国における行政のデジタル化は特に遅れていると指摘されています。パソコンやスマートフォンなどからオンラインで完結できる行政手続は、全国で僅か7%程度との報道もありました。国に歩調を合わせて行政手続のオンライン化の推進に取り組むことは当然として、国のシステム統一標準化後に市の対応を検討しようというのではなく、今からでも取り組める可能な限りのオンライン化を進めるべきではないでしょうか。当市の現状について伺います。

（3）、印西市債権管理条例の制定。質問に至りましたのは、前定例議会の中で偶然に起きた2つのことです。1つは、地方税法の改正に伴い、延滞金の割合等の規定を改正するという内容で同じ議案が何件も出てきましたが、一方で1議案として提出している自治体があることを知り、調べているうちに松戸市、船橋市の債権管理条例の存在を知ったことです。もう一点が令和元年度決算審査です。元年度支払われなかった給食費、収入未済額が約718万円、これに対する市の答弁の中で、債権回収が担当課の都合で年度により取扱いが違ってくるのが分かりました。根本的な解決をしなかったら、きちんと支払っている市民に顔向けができない。税や負担の公平性、公正性から考えて根本的な改善策が必要なのではないかと考えました。

現在印西市には債権管理に関する条例はありません。債権の分類の考え方は幾つもあるようですが、例えば船橋市では市税、公債権、これは強制徴収公債権と非強制徴収公債権があります。そして、給食費など「私」という文字を書く私債権に分類しています。現在当市では、市税と強制徴収公債権については一括管理しています。しかし、公債権のうち民事訴訟法による支払い督促、訴訟により債務名義を取得しなければ強制執行できない債権である非強制徴収公債権、また同じく学校給食費などの私債権に対する管理についても適正な債権管理を行えるようにする必要があるのでないでしょうか。本来回収されるべき債権が回収されない事態は、自治体経営の観点からも許されません。判例でも適正な債権回収を行ったことが違法と判断された例もあり、市長が責任を問われるリスクがあり

ます。一方で、回収困難となった債権がそのまま長い間管理され続けることも結果的に不要な業務を増やし、職員の負担にもなります。債権管理に関する規定は自治法にありますが、十分に具体的か、条例や規則等で具体的に定めていない部分を補う必要はないか、調査研究を求めたいと思います。

平成10年代に東京23区で制定された条例をはじめ、現在全国で約600、3分の1の自治体で債権管理に関する条例等が制定されています。平成31年、令和元年で28の市町村が制定しました。令和に入ってから長崎県雲仙市、茨城県稲敷市、福島県白河市ほか2村などが制定しています。公正かつ公平な徴収を確保し、債権管理に適正を期すため、市の債権管理に対しての事務処理の基準、その他必要な事項を定める印西市債権管理条例等を制定する考えがないか伺います。

## 2、誰一人取り残さないセーフティネットの構築について。

(1)、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化について伺います。住まいは、生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤でございます。コロナ禍の中で、家賃や住宅ローンの支払いに悩む人が急増、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は待ったなしの課題です。実際生活困窮者自立支援制度における居住確保給付金の利用が全国で爆発的に増えています。本市における状況はどうか。

①、住居に関する相談件数、住居確保給付金の申請件数、支給決定件数等の実績、また前年比の状況を伺います。

②、住宅セーフティネット制度の活用。住居の確保が困難な人が安心して住める専用の住宅をセーフティネット住宅として登録し、家賃及び家賃債務保証料の低廉化に係る費用に対して補助を行う住宅セーフティネット制度があります。国土交通省は、令和3年度の予算概算要求において、この家賃低廉化制度の補助限度額を拡充するとともに、地方公共団体が必要と認める場合、入居者の公募手続を除外するという制度改正を盛り込んでいると聞いております。もしこれが実現すれば、住居確保給付金の支給を受けた低所得の方が住む住宅をそのままセーフティネット住宅として登録でき、転居させることなく、家賃補助を受けながらそのまま住み続けることができるようになります。また、家賃補助は大家さんに直接納付されるため、大家さんも滞納の不安なく安心して貸し続けることができます。コロナを機に市営住宅などを持たない本市として、住宅セーフティネット制度を活用した居住支援策に取り組む考えはないか伺います。

(2)、断らない相談窓口等包括的支援体制の構築。公明党は、誰も置き去りにしない地域共生社会の実現のため、断らない相談支援の拡充について、2019年5月、政府に提出した令和時代の人財プランの中で要請しました。同年の骨太の方針に反映することができました。そして、6月に成立した改正社会福祉法などにより、いよいよ来年度から断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に進める新たな事業が市で実施できるようになります。本年度全国252の市町村でモデル事業が展開されています。ぜひ参考にし、包括的な支援体制を構築していただきたいと思います。市の取組状況を伺います。

(3)、避難行動要支援者への取組。現在市は、避難行動要支援者名簿を作成するため、同意書の提出を求めるお知らせを該当者に送付しています。そこで、該当者別の送付件数、11月末時点の回収状況と今後の取組を伺います。

(4)、若者の支援策について。

①、高校生世代等への支援。これは、経済的支援と居場所づくりについて伺います。2015年に子どもの貧困対策センターを設立、現在その代表理事を務める小河光治氏から、子ども、若者への支援として取り残されているのが高校生世代の支援であるとの声が公明党に寄せられました。小河氏が代表を務める公益財団法人あすのぼが実施したコロナ禍に苦しむ高校生らへの緊急支援給付金には、全国各地から定員の5倍に当たる5,866人もの応募があったそうです。申し込んだ高校生や保護者などの切実な生の声が紹介されています。幾つか紹介します。アルバイト先がコロナの影響で廃業となり、本日以降の収入面で不安がある。心境としては、コロナで死ぬか、社会で死ぬかだと思ふ。また、収入が減って高校の学費を捻出するのも難しく、1日1食にするなど食費を削って生活しています。また、高校の通学費も出せないでいます。助けてください等々です。前職のあしなが育英会勤務時からこれまで、多くの困難にあえぐ親子に接してきたけれども、これほど多くのせっぱ詰まった助けての声を聞いたことがなかったと小河氏は訴えておられました。印西市における高校生世代への経済的支援策についてお伺いをいたします。

2点目の居場所づくりについては、学習室の設置について伺います。市内のひとり親家庭の女子高校生から、大学受験のために図書館で勉強しようとしたけれども、断られたという声が寄せられました。家庭の事情で自宅での勉強がしづらい子供にとって、図書館等の学習室などは貴重です。市内の図書館等で使用できる学習室はあるのか。通常で何席あり、現在利用可能数は何席なのか伺います。

次に、婚活事業や結婚支援事業を実施していない当市の新たな事業として、②、結婚新生活支援事業の実施を提案したいと思います。国では、結婚に伴う新居の購入費や家賃、引っ越しなどの費用の一部を補助する結婚新生活支援事業を2016年から実施しています。実施自治体は281市町村、累計の支給実績は5,090件を超え、利用者からは経済的不安があったので助かった、結婚の後押しになったとの声が寄せられています。事業成果を踏まえ、内閣府は令和3年度、補助額の上限を現行の30万円から60万円に倍増させる、対象となる婚姻時の夫婦の年齢制限を34歳以下から39歳以下に引き上げる、収入要件も現在年収約480万円未満から年収約540万円未満に緩和する予定とのことです。国の補助制度を活用し実施すれば、若者支援として結婚への後押しともなるし、住宅を求める若者世代に印西市を選んでもらうための大きな魅力となるのではないのでしょうか、見解を伺います。

③、産後ケア事業の利用者負担軽減、対象者の拡大。産後鬱の可能性のある母親がコロナ禍の中、以前の倍に増えています。筑波大学、松島准教授等の調査結果によりますと、出産後1年未満の母親2,132人のうち、産後鬱の可能性のある人がおよそ24%に上ったそうです。産婦人科医の団体は、これまでWHO、世界保健機関の見解を基に、発症率を約10%と見て注意を呼びかけてきました。その倍以上の結果となったことに医療の専門

家も衝撃的だと語る深刻な調査結果となりました。産後鬱状態の人の3分の2の人は、自分の状態を認識できていないため、症状が深刻化するリスクが高く、積極的な支援の必要性が指摘されています。そこで、市が実施している産後ケア事業の負担軽減や実施可能な対象を拡大するなどして支援を拡充できないか伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

◎市長（板倉正直） 皆さん、おはようございます。浅沼美弥子議員の個人質問に対し答弁をいたします。2の（3）については私から、その他については担当部長から答弁をいたします。

2の（3）についてお答えをいたします。市では、避難行動要支援者同意者名簿を作成するため、対象者宛てに支援に対する取組の案内通知を11月初旬に約6,700名に送付いたしました。対象者は、主な区分で申し上げますと、高齢者世帯の区分で約5,500名、要介護者の区分で約140名、障がい者の区分で約1,100名となります。11月20日現在における支援先となる関係機関への平常時からの各避難支援機関への提供同意書は、1,566名の方から提出されております。今後の取組につきましては、12月中に提出された同意書を取りまとめ、名簿を作成し、年度内には印西地区消防組合、印西警察署、避難支援等関係者となる自治会、自主防災組織、民生委員等の皆様にご協力に対する説明会などを開催するとともに名簿を配付する予定でございます。

私からは以上でございます。

◎総務部長（古川正明） 1の（1）についてお答えいたします。

国による書面規制、押印、対面規制の取組を受けまして、市民や事業者が行う押印が必要な申請手続等につきまして状況調査を行い、行政手続の簡素化が図れるよう検討を進めているところでございます。押印が必要な申請手続等につきましては、国及び県の法令や条例等により義務づけられているものを含めまして約1,500件となっております。今後の対応につきましては、国から示されますガイドライン等の内容を踏まえまして統一的な基準を作成し、順次廃止できるものは廃止してまいりたいと考えております。

次に、（2）についてお答えいたします。行政手続のオンライン申請につきましては、現在市民向けといたしまして市税等のコンビニ納付やインターネットバンキングへの対応、eLTAXを使用した税の電子申告及び納税の実施や県内21団体で共同利用しておりますちば電子申請サービスを提供しております。また、マイナンバーカードを利用したサービスにつきましては、住民票等のコンビニ交付やマイナポータルを使用したぴったりサービスも展開しているところでございます。窓口サービスの向上の観点からも電子申請は有効な手続であると考えておりますので、引き続き行政サービスのデジタル化を推進し、行政事務の効率化と市民の皆様の利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎市民部長（岩崎博司） 1の（3）についてお答えをいたします。

市の債権管理につきましては、平成24年度に行政改革の中で債権回収対策検討部会を設置いたしまして検討した結果、市税と強制徴収公債権の回収対策が必要との報告書がま

とまり、印西市債権回収一元化に関する事務取扱要領を定め、平成 26 年度より納税課内に債権回収対策室を組織し、強制徴収公債権の徴収の担当課でございます国保年金課、高齢者福祉課及び保育課において徴収が困難となっている債権の移管を受け、一元的に取り扱うことで効率的かつ効果的な徴収に努めているところでございます。しかしながら、現体制から 8 年が経過しておりますので、ご指摘の条例化も含めた債権管理体制について見直しをしてみたいと考えております。

以上でございます。

◎福祉部長（富澤実） 2の（1）、①についてお答えいたします。

令和元年度は、住居確保給付金の相談及び申請はございませんでした。令和 2 年度につきましては、10 月末現在で住宅に関する相談が 103 件、住居確保給付金の申請が 16 件、うち支給決定が 13 件でございました。

次に、（2）についてお答えいたします。断らない相談窓口、ここでは福祉の総合相談窓口と申し上げさせていただきますが、この窓口につきましては庁舎内と（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設への設置を計画しているところでございます。庁舎内への設置は、令和 3 年度に社会福祉課内に相談者と相談先、支援先をつなぐことを主な役割としてコンシェルジュの配置をしたいと考えております。その相談実績等の検証結果に基づき、令和 6 年度に供用開始予定の（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設に福祉の総合相談窓口を設置していく予定でございます。

◎都市建設部長（川嶋一郎） 2の（1）、②についてお答えいたします。

住宅セーフティネット制度につきましては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律、いわゆる住宅セーフティネット法が平成 29 年に一部改正されたことに伴い、低所得者や高齢者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度が創設され、登録住宅の改修補助や入居者への経済的な支援など重層的な住宅セーフティネット機能の強化が図られております。市といたしましては、今後の国や近隣自治体の動向を踏まえ、本制度につきまして調査研究してみたいと考えております。

以上でございます。

◎健康子ども部長（酒井和広） 2の（4）、①の私のほうからは経済的支援についてお答えいたします。

高校生世代等への経済的支援につきましては、平成 29 年度より市独自で高校生等医療費助成事業を実施しているところでございます。また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた高校生相当の児童のいる世帯に対しましては、印西市独自の子育て世帯への臨時特別給付金といたしまして、児童 1 人につき 1 万円を支給したところでございます。現在新たな市独自の支援策につきましては予定しておりませんが、ひとり親家庭だけでなく、両親のいる家庭におきましてもコロナ禍による経済活動停滞の中で生活の厳しさが増していることは認識しておりますので、市といたしましては国等の動向を注視してみたいと考えております。

次に、③についてお答えいたします。産後ケア事業の利用者負担といたしましては、生活保護世帯は自己負担はなく、市町村民税非課税世帯は費用の 5 % を、その他の世帯は

費用の15%を負担していただいております。現在のところ利用額を見直す予定はございません。また、対象者の拡大といたしましては、現行では利用可能な期間が出産後4か月未満となっておりますが、母子保健法の改正により令和3年4月から出産後1年まで拡大されますことから、本市におきましては新たに訪問型を開始いたしまして、出産後1年までの母親への支援を行ってまいりたいと考えております。

◎教育部長（高橋清） 2の（4）、①の居場所づくりについてお答えいたします。

現状で図書館での学習スペース、学習室は設置しておりませんが、市内の公民館等で学習することが可能でございます。学習室の開放状況でございますが、中央公民館、印旛公民館及び中央駅前地域交流館の3館は常時開放しておりますが、ほかの公民館につきましては貸し館等の使用状況に応じまして開放しているところでございます。通常使用できる座席数は、中央公民館24席、印旛公民館20席、中央駅前地域交流館16席を設置しておりますが、現在は新型コロナウイルス感染拡大防止対策に伴いまして、中央公民館につきましては7席、印旛公民館10席及び中央駅前地域交流館につきましては7席が利用可能となっております。なお、ほかの公民館につきましては、やはり貸し館状況等に応じまして提供する部屋が異なる場合もございますことから、一概には申し上げることはできません。また、再開後の文化ホール、大森図書館での学習スペースの確保等につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎企画財政部長（小林正博） 2の（4）、②についてお答えをいたします。

結婚新生活支援事業につきましては、結婚に伴います経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し結婚に伴う新生活を経済的に支援する施策を推進し、もって地域における少子化対策の推進に資することを目的とした事業と認識をしております。

令和2年度の千葉県内の状況といたしましては、12の市町村が本事業を実施しております。本市では現在のところ本事業を実施しておりませんが、報道等によりますと、先ほども議員がおっしゃったように少子化対策を強化するため、国において補助金の増額や対象世帯の拡大などを検討しているとのことでございますので、国及び他市の動向などを注視しながら、事業の実施について調査研究してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） それでは、一括で再質問いたします。

1の（1）、行政手続における押印廃止です。逐次廃止できるものは廃止していくとの答弁でした。押印廃止できないもの、市の判断で廃止できるものの例を伺います。

次に、1の（2）です。行政手続のデジタル化でオンライン申請の推進。これにつきましては、現状の制度やシステムを活用して実行することが可能なものについて伺います。

次に、（3）です。印西市債権管理条例の制定については、質問はありません。

次に、2です。誰一人取り残さないセーフティネットの構築についての（1）です。

①、住居に関する相談が昨年、令和元年度ゼロに対しまして、4月から10月まで103件も

の相談があったということで、本当に激増している様子が分かります。この住宅に関する相談 103 件のうち、申請に至らなかったもの 87 件ありますけれども、このケースについて家計経営改善支援とか、就労支援、住み替え支援、公営住宅の活用、また生活保護の申請等々どのような対応がされたのかを伺います。また、申請件数と決定件数の差が 3 件ありますけれども、この状況をお伺いいたします。

それから、②の住宅セーフティネット制度の活用についてですが、調査研究するとの答弁がございました。印西市は、印西市住生活基本計画というものを 9 年前から計画は立てております。高齢者や住宅要配慮者への住宅セーフティネットに関する問題として、このように記載されています。途中抜かします。住宅施策として、平成 32 年度以降に実際の施策に向けて動きが取れるように準備を行う。さらに、個人に対するセーフティネットに関する課題として、住宅確保要配慮者への何らかの支援策が求められている。支援策としては幾つか考えられるが、「各種施策の比較においては、公平性、ロスの少なさ、将来への負債額、いずれも家賃補助が有利と思われそうですが、国庫補助の助成がないことが問題です」と、このような記載があるのです。だから、かなり調査をされて、こういう記載を計画の中にされたと思うのです。また、常に調査研究をしますという答弁というのは、いかにも何もやっていなかったという状況というのを暴露しているのではないかなと思うのです。まさに現在家賃補助制度、国庫補助があるのですから、時代と市民のニーズを的確に捉えて、今こそ住まいと暮らしの安心を確保する居住支援策に着手、実現するときだということを訴えたいと思います。そのために印西市居住支援協議会の設置を検討してはどうかと思いますが、見解を伺います。

次に、(2) です。断らない相談窓口等包括的支援体制の構築については、実施に向け準備しているとのこと。今回再質問しません。

(3) です。避難行動要支援者への取組についてですけれども、誰一人取り残さない対策をどのように考えているか伺いたいと思います。今回全員に回答を求める方式にできなかったわけですから、関係者等と連携して全数の把握を求めたいと思います。この点についてどのように取り組む考えなのか伺います。

次に、(4) です。若者支援策の①、高校生世代への支援について。まず、経済的支援についてです。さきに紹介したあすのばの小河氏は、10 万円の定額給付金の手続を市がやったわけですが、ひとり親世帯向けの給付が受けられなかった高校生以下の子供がいる住民税非課税世帯を市が特定することは可能ではないか。新たな手続の必要もなく困窮世帯への給付ができるとおっしゃっておりますけれども、システムの可能なのでしょうか伺います。あるいは、これは私の考えですが、千葉県が実施している高校生等奨学給付金制度、これに市が独自に上乘せすることができないか、併せてお伺いいたします。

2 の学習室の件です。要望を受けた当時に市内を見て回りましたが、市内の大型商業施設のフードコートとか、喫茶スペースで学習する子供たちの姿が見られました。コロナ禍の現在は、ちょっと確認はしていないのですけれども、家庭の事情で自宅で学習することが困難な子供たちが身近な場所で安心して学習できる公民館の学習室について、

もっと周知をするように、どのようにするのか、要望したいと思います。そのほかに、鎌ヶ谷市では市役所内の空き部屋を学習室、全世代ですけれども、開放している事例がありますけれども、見解を伺います。

②の新婚新生活支援事業の実施については、再質問はありません。

③の産後ケア事業の利用者負担軽減、対象者の拡大についてですが、3密を避けた支援、それから男性の家事、育児の推進とか、身近な人への自死防止のゲートキーパーの育成など、産後の母親を支えるためにありとあらゆる支援をしていかなければならないと思います。新たなこういった市の取組をどう考えているか、お伺いをいたします。

以上です。

◎総務部長（古川正明） 1の（1）の再質問についてお答えをいたします。

国の法令や県の条例等により義務づけられていることから、廃止できないものの一例といたしまして、国のガイドラインがまだ策定されていないといった、現状におきましては、戸籍法や生活保護法に基づく届出等が考えられているところでございます。また、市で独自で見直しが可能である手続といたしましては、市の条例、規則、要綱、マニュアル等により定められております行政手続等を想定しているところでございます。

次に、（2）の再質問についてお答えをいたします。現状のシステムを活用し、実行することが可能な具体策といたしましては、ちば電子申請システムを使用した行政手続となります。令和3年4月に予定されておりますシステムの更新によりまして機能性が向上されるため、イベントの申込みなどにも活用できるのではないかと、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

◎福祉部長（富澤実） 2の（1）、①の再質問についてお答えいたします。

申請に至らなかったケース87件の内容につきましては、就労支援、家計相談などを実施したものが12件、生活保護申請の支援をしたものが2件、住宅ローンの相談により金融機関を案内したものが5件、家探しの支援をしたものが1件、持続化給付金などの他の制度の案内や申請の支援をしたものが18件、他の支援制度の情報提供などが49件ございました。また、申請者と決定者の差の3件につきましては、本人により申請が取り下げられたものでございます。

次に、（3）の再質問についてお答えいたします。市といたしましては、今後自治会、自主防災組織、民生委員等の避難支援等関係者をはじめ高齢者、障がい者関連施設に対しまして、地域住民や施設利用者への制度周知を依頼するとともに、広報、ホームページ等により周知を図り、避難支援が必要な方に対し同意書の提出をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◎都市建設部長（川嶋一郎） 2の（1）、②、再質問についてお答えいたします。

当市は、現在住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会として設置されました千葉県すまいづくり協議会居住支援部会に参加しております。この協議会は、県の住宅部局及び福祉部局並びに市町村、不動産関係団体、居住支援団体で構成された組織であるこ



とから、まずはこの中で情報交換、意見交換を行いながら、各団体との連携強化に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

◎健康子ども部長（酒井和広） 2の（4）、①の経済的支援の再質問についてお答えいたします。

国が実施いたしました1人10万円の特別定額給付金受給世帯からの高校生相当以下の子供がいる住民税非課税世帯の特定は、現在のシステムでは困難であり、また千葉県が実施しております高校生等奨学給付金の市独自の上乗せなどの経済的支援策につきましては、国や千葉県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、③の再質問についてお答えいたします。密閉、密集、密接の3つの密を避けた支援といたしましては、産後ケア事業におきましては、先ほどご答弁いたしましたとおり令和3年度から利用者のご自宅を助産師が訪問する訪問型を開始することで、助産所等の施設で行う宿泊型やデイケアなどと比べまして、より3つの密を避けながら、母親の心身のケアや保健指導等を行う予定でございます。

次に、男性の家事や育児への参加の推進につきましては、夫婦が協力して家事、育児を行う大切さなどについて理解を深められるよう、母子健康手帳の交付時に父親育児手帳を配付し、啓発を行っているところでございます。また、年に1回、父親とその子供を対象に、順天堂大学の学生数名を講師に招き、音楽に合わせて運動やゲームなどを行う父親子育てセミナーを開催しており、参加者からはまた参加したいなどとの声をいただいております。今年度も感染防止対策を徹底した上で、令和3年2月7日の日曜日に開催する予定で準備を進めておるところでございます。

次に、ゲートキーパーの育成といたしましては、妊娠中の夫婦を対象にプレママ教室を開催いたしまして、その中で妊産婦のメンタルヘルスについて情報提供を行い、理解の促進に努めているところでございます。また、「広報いんざい」11月1日号には「家族ができる妊婦の心のケア」の記事を掲載いたしまして、市民への周知にも努めているところでございます。自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができるゲートキーパーを養成するための研修につきましても、令和3年度からの実施を目指しまして準備を進めているところでございます。

以上です。

◎教育部長（高橋清） 2の（4）、①の居場所づくりの再質問についてお答えいたします。

学習室の確保とまた周知につきましては、公民館等での学習室の活用についての周知につきまして広報や施設内の告知などで周知を図り、利用促進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆11番（浅沼美弥子） それでは、最後の質問です。1の（2）、オンライン申請の推進について、今後の課題を伺います。

次に、2の(1)、①です。生活困窮者向けの相談窓口において、公営住宅の空き家等の情報が適切に提供されるよう、国からの事務連絡は来ていますが、これに対応しているか伺います。

次に、②です。自治体の中には家賃補助事業は難しいけれども、まずは改修事業や債務保証について補助事業を創設しようという動きが徐々に出てきています。印西市でも検討ができないか伺います。

次、2の(3)です。避難行動要支援者への取組。この調査を今後定期的を実施すると思われますので、次回以降は一人一人の状況が把握できる形式にしてはどうかということです。

最後に伺います。印西市独自の奨学金、高等学校等入学支援金の事業についてと産後ケア事業の訪問型についてお伺いをして私の質問を終わります。

◎総務部長(古川正明) それでは、1の(2)の再々質問についてお答えをいたします。

課題といたしましては、電子申請サービスを過去から15年間継続してまいったわけですが、利用件数がなかなか増加していかないといったことから、機能が向上しています次期システムを展開することによりまして、利用件数の増加につなげてまいりたいと考えているところでございます。また、SNS等を利用したオンライン申請を利用している自治体もございますので、引き続き情報収集に努めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

◎福祉部長(富澤実) 2の(1)、①の再々質問についてお答えいたします。

国からの事務連絡につきましては、千葉県を介して送付がございましたので、生活困窮者自立相談支援業務を委託しているいんざいワーク・ライフサポートセンターに送付し、相談者への対応に活用していただいているところでございます。

次に、(3)の再々質問についてお答えいたします。市といたしましては、避難行動要支援者同意者名簿の作成を優先したいと考えておりますので、議員ご提案の一人一人の状況が把握できる形式などにつきましては今後の課題であると認識しているところでございます。

以上でございます。

◎都市建設部長(川嶋一郎) 2の(1)、②の再々質問についてお答えいたします。

補助事業等の創設につきましては、千葉県すまいづくり協議会居住支援部会での情報収集に努めるとともに、既に補助事業を実施しております自治体の事例を調査研究してまいりたいと考えているところでございます。

◎教育部長(高橋清) 2の(4)、①の経済的支援の再々質問にお答えいたします。

高等学校等入学支援事業は、就学援助事業の準要保護認定生徒を対象としております。就学援助事業において前年に比べ所得額等に著しく変化が生じている場合、申出及び見込額の提示によりまして判定を行うことのできる制度となっておりますので、コロナ禍で家計が急変したご家庭にも対応できる制度となっております。また、この制度について

対象者に確実に伝わるように、4月、6月、12月に配付しております就学援助費支給制度のお知らせ、その中で周知するとともに、市のホームページにも掲載して周知を図っているところでございます。

以上でございます。

◎健康子ども部長（酒井和広） 2の（4）、③の再々質問についてお答えいたします。

産後ケア事業におけます訪問型につきましては、産後ケア体制の充実を図るため、令和3年度から新たに取り組むものでございまして、産後に家族のサポートが十分に受けられない方の居宅を助産師が訪問し、専門的な保健指導やケアを行うものでございます。利用日数は、原則として1年間で7日以内とし、委託事業者につきましては地域の助産師会及び市内事業者とする方向で現在準備を進めているところでございます。